

宮城県図書館電子書籍サービス事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、宮城県図書館（以下「当館」という。）が電子書籍サービスを導入するに当たり、公募により電子書籍サービス事業者から企画提案を求め、優れた企画提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本事業においては、国庫交付金等の活用を予定しているので、国庫交付金等の交付がなされなかった場合は、事業の中止や、事業費の変更がなされる見込みである。

2 事業の内容

(1) 事業名

宮城県図書館電子書籍サービス導入事業

(2) 事業の目的

本事業は、県民がいつでも、どこからでも利用可能である「電子書籍サービス」を導入し、多様化する県民のライフスタイルに対応可能な I C T を活用した新たな読書環境を構築することを目的とする。

現在、当県の図書館の運営においては、仕事や育児等による「来館困難層へのアプローチ」や、高齢者や障害者等に対する「読書バリアフリーへの対応」が急務となっている。また、県内には書物に触れる機会が限られる地域もあり、対応が求められている。

電子書籍サービスの提供により、時間や場所、身体的制約にとらわれない「誰一人取り残さない読書環境」を実現するものである。

ア 非来館型サービスの構築による利便性の飛躍的向上

(ア) 24時間365日の利用環境

閉館後や休館日においても、インターネットを通じて電子書籍の閲覧が可能となる環境を整備する。

(イ) 物理的制約の解消

図書館から遠方に居住する方や、移動手段を持たない方、仕事や育児等により多忙な方に対し、自宅や外出先からのシームレスな利用を可能とする。

イ 読書バリアフリー法に基づくアクセシビリティの確保

(ア) 合理的配慮の提供

文字の拡大・フォント変更、背景色の反転、音声読み上げ機能等を備えた電子書籍サービスを提供し、視覚や読字に障害を持つ方、加齢により紙の書籍が読みづらくなった方の読書機会を保障する。

(3) 事業内容

宮城県図書館電子書籍サービス導入事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 事業の実施期間

ア 始期 令和 8 年 4 月（電子書籍サービスの提供は、令和 8 年 10 月からを予定）

イ 終期 当館が何らかの事情により、利用を停止すると意思表示をするまで

(5) 事業費

ア 令和 8 年度における事業費は、ライセンスの購入費として 3,200 万円程度を予定している。

イ 令和 9 年度以降の事業費は、未定である。

(6) その他

ア 事業実施上の条件は、仕様書のとおりとする。

イ 実際の事業の内容や進め方については、後述 9(1)アの選定事業者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、逐次当館と選定事業者が協議して決定するものである。

ウ 本事業により提出する書類及びプレゼンテーションは、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語を用いる場合は、その日本語の訳文を付記又は添付等すること。

エ 本事業に係る予算額等については、現在検討中であり、今後の検討によっては、事業規模の縮小又は事業が中止される場合があり得る。

3 応募資格

本企画提案に応募できる者に必要な資格は、次の(1)から(10)までの全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 企画提案書提出時までの間に、宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録を行っている者又は後述 4 に記載する審査（プレゼンテーション）の日までに物品調達等に係る競争入札参加業者登録を行った者であること。また、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(3) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (9) 仕様書に定める事業について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び当館の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 複数の事業者による共同提案による場合は、全参加事業者が上記(1)から(9)までを満たすものであること。また、この場合、代表事業者を定め、事業全体の進行管理及び取りまとめ等を当該代表事業者の責任において行うこと。

4 日程

内 容	期 日
企画・提案募集の公告	令和8年2月4日（水）
企画・提案に関する質問の受付	令和8年2月4日（水）から 令和8年2月14日（土）正午まで
質問への回答	令和8年2月20日（金）まで
企画提案への参加申込期限	令和8年2月21日（土）午後5時
企画提案書の提出期限	令和8年2月28日（土）午後5時
審査（プレゼンテーション）	令和8年3月5日（木）【予定】
選定結果の通知及び公表	令和8年3月19日（木）【予定】
選定事業者との各種打合せ等	令和8年3月下旬以降

5 企画提案に関する質問受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月14日（土）正午まで

(2) 質問の方法

ア 質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。（提出先は、後述10を参照）

イ 電子メールの件名は「宮城県図書館電子書籍サービス事業者選定に関する質問書」とすること。

ウ 質問書を送信後、令和8年2月14日（土）午後5時までに当館から電子メールによる受信確認の連絡が無いときは、当館（後述10）に電話にて問合せをすること（本問合せを行わなかった場合は、送信した質問に回答しない場合がある。問合せの時間は、火曜日から日曜日までの午前9時から午後5時までとする。）。

(3) 回答方法

令和8年2月20日（金）までに当館のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。また、質問内容によっては回答しない場合もある。

6 企画提案への参加手続

(1) 参加申込手続き及び申込期限

この企画提案に参加することを希望する者は、令和8年2月21日（土）午後5時までに、郵送又は電子メールにより参加申込書（様式2）を当館（後述10）宛てに送付すること。

なお、自然災害等のやむを得ない事情により期限まで申込書が当館に到着しなかった場合は、当該やむを得ない事情が終了したと認められた後、5日以内に当館に到着したものを受け付ける。ただし、後述8(4)のプレゼンテーション審査の前日までに到着したものに限る。

(2) 留意事項

ア 参加申込を行わなかった者から提出された企画提案は受け付けないため、必ず参加申込を行うこと。

イ 参加申込書を送付後、令和8年2月26日（木）までに当館から何も連絡が無いときは、令和8年3月3日（火）までに当館（後述10）に電話にて問合せを行うこと（参加申込書を送付したにもかかわらず、当館から何も連絡が無い場合に本問合せを行わなかったときは、参加申込書を送付したことが証明された場合であっても、8(4)のプレゼンテーション審査には参加することができないものとする。問合せの時間は、火曜日から日曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、令和8年2月23日（月・祝）は問合せに応じ、令和8年2月24日（火）は休館日のため問合せには応じない。）。

7 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

企画提案書

（ワード、エクセル、パワーポイント又はPDF形式とし、様式は任意とする。）

(2) 提出方法等

ア 提出期限

令和8年2月28日（土）午後5時（必着）

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。（提出先は、後述10を参照）

(3) 企画提案書の構成

企画提案書は、次のアからエまでの項目を含むものとし、規格は、以下のとおりとする。

- ・フォントサイズ A4 サイズで印刷した際に視認できる大きさとする。
- ・ページ数 制限は設けないが、ページ番号を付し、プレゼンテーション審査の際に説明しないページ(参考資料等)にはそのことが分かるよう記号等を記すこと。
- ・容量 制限は設けないが、当県の電子メールの添付ファイルの容量は20MB程度までであるため、20MBを超える容量の資料は分割して送信する必要がある。

ア 表紙

事業名(宮城県図書館電子書籍サービス導入事業)、企画提案者名、担当者(部署名、職名、氏名)及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載すること。

イ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

ウ 企画提案者の概要

名称、住所、代表者名及び事業概要並びに県内拠点(支社・営業所等)の名称、住所及び電話番号を記載すること。

エ 電子書籍サービス導入事業に係る企画提案

仕様書に記載する企画提案事項を記載すること。

(4) 留意事項

ア 提出された書類等の差替え及び変更は認めない。

イ 提出された書類等は返却しない。

ウ 審査は提出された企画提案書により行うが、企画提案書の提出後、内容について確認や説明を求めることがある。

エ 企画提案書の提出に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。本事業が中止となった場合であっても同様である。

オ 提出のあった企画提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

カ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、企画提案者が負うものとする。

キ 提出した企画提案書を取り下げる場合には、速やかに郵送又は電子メールにて申請取下の連絡をすること。なお、取下を行った場合、再度の企画提案は認めない。

ク 提出した企画提案書は行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるので、予め承知すること。

8 事業者の選定及び企画提案書の審査

(1) 事業者の選定方法

宮城県図書館デジタル化資料等に関する図書館サービス検討委員会（以下「委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も優れていると判断された提案者を選定事業者とする。

(2) 審査方法

- ア 応募者から提出された企画提案書等の内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、後述「(3) 評価項目及び配点」により、委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行う。評価順位は、各委員の1位を最も多く取得した応募者1者を選定する。
- イ 上記アにおいて、1位を最も多く取得した応募者が複数ある場合は、当該同数の応募者のうち、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者を選定事業者とする。さらに、評価点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、委員会において協議の上、選定事業者を選定する。
- ウ 上記ア及びイにかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した評価点の平均が合計点の6割に満たない場合は、選定事業者を選定しない。
- エ 応募者が1者の場合は、プレゼンテーション審査を実施し、各委員が採点した評価点の平均が合計点の6割以上となる場合に、当該応募者を選定事業者とする。

(3) 評価項目及び配点

評価点は、次の評価項目及び配点（合計点：100点）により行うものとする。

評価項目	評価事項	配点
1 サービス内容・提案の妥当性	<ul style="list-style-type: none">事業の目的や趣旨を踏まえた提案内容となっているか。提案コンセプト・全体構成が適切か。	10
2 コンテンツの質・量	<ul style="list-style-type: none">仕様書を踏まえ質・量ともにバランスよく提案されているか。「宮城県図書館資料収集方針」等を勘案しているか。コンテンツの更新頻度や拡充計画について提案されているか。	20
3 システム機能 (操作性とアクセシビリティ)	<ul style="list-style-type: none">【利用者】直感的で使いやすいU I (ユーザーインターフェース) か。【利用者】利用者の利便性を向上させる工夫の提案はあるか。【バリアフリー】音声読み上げや文字拡大機能は十分か。【管理者】統計分析やI D管理が容易か。個人情報保護・不正アクセス等への対策は十分か。	30

4 導入・運用体制サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・導入スケジュールに無理はないか。 ・法令順守・情報管理に必要な体制は十分か。 ・運用保守時における当館との連絡体制は十分か。 ・専門知識を有する十分な人員を当てているか。 ・サポート体制（職員向け・利用者向け）が充実しているか。 	20
5 利用促進と地域連携（企画・提案力）	<ul style="list-style-type: none"> ・P R や利用説明会などの具体的な促進案があるか。 ・当県の地域課題に即した独自提案があるか。 	10
6 費用の妥当性（経済性）	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的なコストパフォーマンス（L T V（ライフタイムバリュー））が高いか。 	10

(4) プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和8年3月5日（木）（予定）

- ・実施日は現時点での予定であり、当館のやむを得ない事情により変更することができる得る。
- ・開始時間は、別途通知する。

イ 実施会場

宮城県図書館内（仙台市泉区紫山1丁目1番地の1）

※詳細な場所は、別途通知する。

ウ 実施方法

- (ア) プレゼンテーション審査は、対面により実施する。
- (イ) 時間は、応募者1者当たり1時間30分程度（説明1時間程度、質疑応答30分程度）とし、応募者ごとに個別に行うものとする。
- (ウ) プレゼンテーション審査に出席しない応募者の提案は、無効とする。
- (エ) 説明は企画提案書の内容に沿って進めることとし、適宜パソコンによる操作を行いながら説明するものとする。

エ その他

- (ア) 出席者は1者当たり5名までとする。
なお、今回の事業を担当する予定の者を含めるものとする。
- (イ) 資料を投影するスクリーンは、当館が用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは、応募者が準備すること（プロジェクタも貸与可能であるが、当日の動作については保障しない。）。
- (ウ) 説明の順番は、当館においてくじ引きにより決定し、通知する。

オ 結果通知

審査終了後、3月19日（木）を目途に、参加した全ての応募者に審査結果を通知する。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(5) 選定結果の公表

審査終了後、選定事業者名を公表する。

(6) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合

イ 本要領等に従っていない場合

ウ 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 事業者選定後の手続（協定書等に関する事項）

(1) 協定書の取り交わし

ア 当館は、「委員会」で選定された選定事業者と、本事業を行う上で基本的な事項について、文書により協定書を取り交わすものとする。

イ 協定書の取り交わしの後、当館と選定事業者とが協議の上、コンテンツの選定及び購入を行うものとする。

(2) 仕様書

上記(1)の協定書の取り交わし時における仕様は、別添仕様書の記載事項を基本とするが、選定事業者との協議の上、適宜加除修正することができるものとする。

(3) 協定書の取り交わしまでに提出を要する書類

宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書面

10 企画提案書の提出先及び本件の問合せ先

宮城県図書館資料奉仕部デジタル・サービス班

〒981-3205 仙台市泉区紫山1丁目1番地の1

電話 022-377-8443

E-mail director@library.pref.miyagi.jp (企画提案書提出先アドレス)